

二千六年の海上の労働に関する条約の二千十六年の改正

二千六年の海上の労働に関する条約の二千十六年の改正

二千六年の海上の労働に関する条約の一部を次のように改正する。

B 4.3.1 指針 1 に後段として次のように加える。

国際海運会議所及び国際運輸労働者連盟が共同で公表する船舶内の嫌がらせ及びいじめの撲滅に関する指針の最新版についても考慮されるべきである。

B 4.3.1 指針 4 (c) の次に次の (d) を加える。

6 (d) 嫌がらせ及びいじめ

B 4.3.6 指針 2 (f) の次に次の (g) を加える。

3 (g) 嫌がらせ及びいじめから生ずる問題

A 5.1.3 基準 3 に後段として次のように加える。

更新のための検査が既存の海上労働証書の有効期間の満了の日前三箇月の日前までに完了する場合には、新たな海上労働証書は、当該更新のための検査の完了の日から五年以内の日までの期間効力を有す

る。

A 1.3
5.1.3 基準 4 を次のように改める。

4 1 の規定にかかわらず、更新のための検査が海上労働証書の有効期間の満了の前日に完了した後、船舶がこの条約上の義務を履行するための国内法令その他の措置を引き続き満たすと認められる場合において、新たな海上労働証書を当該船舶に対して直ちに発給することができず、かつ、当該船舶において直ちに利用可能とすることができないときは、権限のある機関又は正当に権限を与えられた認定された団体は、既存の海上労働証書の有効期間をその満了の日から更に五箇月以内の日までの期間延長し、その旨を当該海上労働証書に裏書することができる。新たな海上労働証書は、3 に規定する日から五年以内の日までの期間効力を有する。

付録 A 五―II の海上労働証書を次のように改める。

付録△五－Ⅱ

海上労働証書

(注 海上労働遵守措置認定書を添付する。)

2006年の海上の労働に関する条約（以下「条約」という。）第5条及び第5章の規定に基づき、

政府の権限の下に、

.....
(船舶の旗国の正式名称)

.....
(権限のある機関又は条約に基づいて正当に権限を与えられた認定された団体の正式名称及び住所)

が発給する。

船舶の要目

船名.....

船舶番号又は信号符字.....

船籍港.....

登録日.....

総トン数（注1）.....

国際海事機関船舶識別番号.....

船舶の種類.....

船舶所有者の氏名又は名称及び住所（注2）.....

この証書は、次のことを証明する。

- 1 この船舶が条約上の義務及び添付された海上労働遵守措置認定書に掲げる規定を遵守していることを検査し、及び確認したこと。
- 2 条約付録A 5－Iに掲げる船員の労働条件及び生活条件が条約を実施するための上記の国の国内的な要件に合致することが認められたこと。これらの国内的な要件については、海上労働遵守措置認定書第I部

にその要約が記載されている。

この証書は、条約A5.1.3基準及びA5.1.4基準の規定に基づく検査が行われることを条件として、.....
.....まで効力を有する。

この証書は、.....において.....に発給された海上労働遵守措置認定書が添付
されている場合にのみ効力を有する。

この証書の基礎となる検査の完了の日は、.....である。
.....において.....に発給した。

証書の発給について正当に権限を与えられた職員の署名
(必要に応じて、証書を発給する当局の印章)

義務的な中間検査及び必要な場合における追加の検査に係る裏書

この裏書は、この船舶について条約A5.1.3基準及びA5.1.4基準の規定に基づく検査が行われたこと並びに

条約付録A 5 – I に掲げる船員の労働条件及び生活条件が条約を実施するための上記の国の国内的な要件に合致することが認められたことを証明する。

中間検査

(2回目の検査基準日と3回目の
検査基準日との間に完了すること。)

署名.....
(権限を与えられた職員の署名)

場所.....

日.....

(必要に応じて、証書を発給する当局の印章)

追加の裏書 (必要な場合)

この裏書は、この船舶が、条約A3.1基準3の規定 (再登録又は居住設備の実質的な変更) が要求するところに従い又は他の理由により、条約を実施するための国内的な要件を継続的に遵守していることを確認するために追加の検査を受けたことを証明する。

追加の検査
(必要な場合)

署名.....
(権限を与えられた職員の署名)

場所.....

日.....
(必要に応じて、証書を発給する当局の印章)

追加の検査
(必要な場合)

署名.....
(権限を与えられた職員の署名)

場所.....

日.....
(必要に応じて、証書を発給する当局の印章)

追加の検査
(必要な場合)

署名.....
(権限を与えられた職員の署名)

場所.....

日.....

(必要に応じて、証書を発給する当局の印章)

更新のための検査後の延長 (必要な場合)

この証書は、更新のための検査後、船舶が条約上の義務を履行するための国内法令その他の措置を引き続き遵守していると認められることを証明し、また、新たな海上労働証書が当該船舶に対して発給され、かつ、当該船舶において利用可能とすることができるよう、条約A5.1.3基準4の規定に基づき.....

.....まで (既存の海上労働証書の有効期間の満了の日の後五箇月以内) この証書が延長されることを証明する。

この延長の基礎となる更新のための検査の完了の日は、.....である。

署名.....

(権限を与えられた職員^の署名)

場所.....

日.....

(必要に応じて、証書を発給する当局の印章)

注1 国際海事機関によって採択されたトン数の測度に関する暫定的な制度の対象となる船舶については、総トン数は、国際トン数証書(1969年)の備考欄に記載されるものとする。条約第2条1(c)参照

注2 「船舶所有者」とは、船舶の所有者又は管理人、代理人、裸^{よう}傭船者その他の当該所有者以外の団体若しくは個人であって、当該所有者から船舶の運航に係る責任を引き受け、かつ、その引受けに際して、条約に従って船舶所有者に課される義務及び責任を引き継ぐことに同意したものをいう。この場合において、別の団体又は個人が船舶所有者の義務又は責任の一部を果たすか否かを問わない。条約第2条1(j)参照